

(第一類 第九号)

経産業委員会議録第十二号

(三三一)

衆議院 第百六十六回国会

議 第十二号

平成十九年五月二十三日(水曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 上田 勇君

理事 金子善次郎君 理事 河井 克行君

新藤 義孝君 理事 中山 泰秀君

宮腰 光寛君 理事 岡部 斎君

近藤 洋介君 理事 川条 志嘉君

小此木八郎君 片山さつき君

近藤二津枝君 清水清一朗君

土井 真樹君 増原 義剛君

富岡 勉君 森 豊君

野田 肇君 藤井 勇治君

藤井 肇君 増原 義剛君

吉川 貴盛君 森 英介君

太田 和美君 高木 美智代君

北神 圭朗君 長島 昭久君

柚木 道義君 高木 美智代君

内閣官房副長官

外務副大臣

財務副大臣

経済産業副大臣

同月十四日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十五日

補欠選任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十六日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十七日

補欠選任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十八日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十九日

補欠選任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十一日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十二日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十三日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十四日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十五日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十六日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十七日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十八日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十九日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月三十日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月三十一日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月一日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月三日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月四日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月五日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月六日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月七日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月八日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月九日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十一日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十二日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十三日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十四日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十五日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十六日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十七日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十八日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月十九日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月二十日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿一日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿二日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿三日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿四日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿五日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿六日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿七日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿八日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿九日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月三十日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿一日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿二日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿三日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿四日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿五日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿六日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿七日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿八日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿九日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月三十日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿一日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿二日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿三日

辞任

柚木 道義君

武正 公一君

同月廿四日

大きな大課題があるわけあります。それらを合せて、単に対話をするだけではなくて、時に圧力、時に対話と、合わせわざで取り組んでいるとこでございます。

北朝鮮の対応を促進させるための国際協調手段とあわせて我が国独自の手段をとっている、それが輸入禁止措置でありまして、国際社会と協調してとつて、いわゆる国連安保理決議を受けての奢侈品の供給防歯と両々相まって、誠意ある対応を迫ろうとしているわけであります。

もちろん、対話と圧力でありますから、対話も、六者会合においていつでも我が国は対話に応じる姿勢は用意しているということを外交ルートでメッセージを発信しているわけあります。

今般の圧力カードの延長は、国際社会の要求に対する、特に我が国の要求に対して誠意ある対応が見せられていない、我が国はとにかく対話を通じて、まず拉致問題に誠意ある姿勢を見せてくれ

ということを言っているわけでありますが、それについての誠意ある対応がないということで、改めて強いメッセージとしてこれを促すということを考えての措置であります。

○清水(清)委員 ありがとうございます。決意のほどをお伺いいたしました。

順次お伺いいたしますが、次に外務省にお伺いをいたします。

一般の六者協議において、北朝鮮がミサイル技術の不拡散と核の放棄、具体的には核施設の凍結を受け入れた背景には、アメリカによるバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮資産、約二千五百万ドルの凍結が最大の効果を示したものと考えておりますが、アメリカのバンコ・デルタ・アジアの資産凍結の効果について、外務省としてはどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○伊原政府参考人 ただいま委員御指摘のように、二月の六者会合において、北朝鮮は、初期段階の措置として、寧辺の核施設の封鎖、活動停止等に応じるということにしたわけですねども、あいの國柄ですから、その決断の背景がいか

なるものであったか、なかなか私どもとしても確定的なことを申し上げるということは難しゅうござりますけれども、明らかに、日本を含む各国が輸入禁止措置でありますから、国連安保理決議を受けてとつて、いわゆる国連安保理決議を受けての奢侈品の供給防歯と両々相まって、誠意ある対応を迫ろうとしているわけであります。

もちろん、対話と圧力でありますから、対話も、六者会合においていつでも我が国は対話に応じる姿勢は用意しているということを外交ルートでメッセージを発信しているわけあります。

今般の圧力カードの延長は、国際社会の要求に対する、特に我が国の要求に対して誠意ある対応が見せられていない、我が国はとにかく対話を通じて、まず拉致問題に誠意ある姿勢を見せてくれることを言っているわけでありますが、それについての誠意ある対応がないということで、改めて強いメッセージとしてこれを促すということを考えての措置であります。

○清水(清)委員 ありがとうございます。決意のほどをお伺いいたしました。

順次お伺いいたしますが、次に外務省にお伺いをいたします。

一般の六者協議において、北朝鮮がミサイル技術の不拡散と核の放棄、具体的には核施設の凍結を受け入れた背景には、アメリカによるバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮資産、約二千五百万ドルの凍結が最大の効果を示したものと考えておりますが、アメリカのバンコ・デルタ・アジアの資産凍結の効果について、外務省としてはどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○伊原政府参考人 御指摘のとおり、四月十日にマカオ当局は、この二千五百万ドルについて、これは幾つかの口座に分かれておるわけですからどちらも、口座の保有者が希望すればいつでも資金を受け取ることができるということを明らかにしております。そういう意味では、マカオ当局による資金の凍結というのは既に解除されているというふうに思っています。

しかし、今後バンコ・デルタ・アジアの問題をめぐる決着がつけば、北朝鮮が寧辺の核施設の活動停止など二月の六者協議で合意した初期段階の措置を実施する可能性はあると考えられます。それがIAEAなどの国際機関により確認をされれば、北朝鮮に対するエネルギー供与が実施の段階に入ります。

しかるに、現在のところ、日本はこれに参加しないわけであります、一体どのような国がこの供与を行うと想定をされておるのか、お伺いいたします。

○伊原政府参考人 本年二月の第五回の六者会合におきまして、今委員御指摘の合意というものができたわけでござりますけれども、これは、当面の措置として二つの段階を想定しておりまして、まず初期段階の措置として、寧辺の核施設の活動停止、封印、それからIAEAの要員による監視、

なことを言つております。資金の送金が実現すれば、直ちに二月十三日の合意に基づく核施設の稼働中止措置を講ずる用意があると。ただ一方で、同じスピーカーは同じ声明の中でも、従来のように資金を自由に送金することができるようになります。

特に、今委員御指摘の、アメリカ政府が法執行の一環として、一昨年の九月にマカオにありますバンコ・デルタ・アジアをマネーロンダリング上の主要な懸念のある金融機関だということで認定いたしまして、これを受けて、マカオ当局がそこになります北朝鮮関係の二千五百万ドルの資金を凍結したということは、これは結果的に北朝鮮に対する大きな圧力となつたというふうに考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

既にバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮資産の凍結の解除がなされておりまして、ボールはアメリカから北朝鮮へ渡つていると考えておりますけれども、現在なお渋滞している原因は何であると御承知なさつておられるのか、また北朝鮮は具体的に何を要求しているのか、お伺いをしたいと思います。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

同感であります、いずれにいたしましても、経済制裁が北朝鮮の国家体制にとつて不都合なことであります。効果が大いに期待できる外交上の手段であると評価をしてよいのではないかと私は考えるわけでございます。

しかし、今後バンコ・デルタ・アジアの問題をめぐる決着がつけば、北朝鮮が寧辺の核施設の活動停止など二月の六者協議で合意した初期段階の措置を実施する可能性はあると考えられます。それがIAEAなどの国際機関により確認をされれば、北朝鮮に対するエネルギー供与が実施の段階に入ります。

しかるに、現在のところ、日本はこれに参加しないわけであります、一体どのような国がこの供与を行うと想定をされておるのか、お伺いいたします。

○伊原政府参考人 本年二月の第五回の六者会合におきまして、今委員御指摘の合意というものができたわけでござりますけれども、これは、当面の措置として二つの段階を想定しておりまして、まず初期段階の措置として、寧辺の核施設の活動停止、封印、それからIAEAの要員による監視、

検証等が行われる。それの見合いで、初期段階の措置としては、重油五万トン相当の緊急エネルギー支援を行うことになつております。

それから、その次の段階ということで、北朝鮮がすべての核計画の完全な申告の提出と、それからすべての既存の核施設の無能力化、これを実施することに対して、今度は重油九十五万トン相当の経済、エネルギー及び人道支援を行う、そういう合意が二月になされたわけでございます。

今御指摘のとおり、日本は、その合意の過程の中で、拉致問題の進展が見られない今の日朝関係の現状においては、このエネルギーの供与には参考しないという立場を一貫してとりまして、このことは、六者会合のほかの北朝鮮を除く四カ国からも認められております。

このエネルギーの支援、これは、初期の五万トン、それからその後の九十五万トンの支援をするに当たって、日本と北朝鮮を除く四カ国、アメリカ、韓国、ロシア、中国ですが、これがどういうこととあります。したがいまして、北朝鮮が今になつてもこれを履行していないということは大変遺憾なことであると考えております。

日本としては、このBDAの問題については、当事者ではございませんので、これ以上のコメントは差し控えさせていただきますけれども、いたしまして、初期段階の措置の期限はとうに過ぎています。したがいまして、北朝鮮が今になつてもこれを履行していないことは大変遺憾なことであると想定をしておりまして、北朝鮮は一刻も早くみずからコミットしたこの初期段階の措置を実施すべきものというふうに考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

同感であります、いずれにいたしましても、経済制裁が北朝鮮の国家体制にとつて不都合なことであります。効果が大いに期待できる外交上の手段であると評価をしてよいのではないかと私は考えるわけでございます。

しかし、今後バンコ・デルタ・アジアの問題をめぐる決着がつけば、北朝鮮が寧辺の核施設の活動停止など二月の六者協議で合意した初期段階の措置を実施する可能性はあると考えられます。それがIAEAなどの国際機関により確認をされれば、北朝鮮に対するエネルギー供与が実施の段階に入ります。

しかるに、現在のところ、日本はこれに参加しないわけであります、一体どのような国がこの供与を行うと想定をされておるのか、お伺いいたします。

○伊原政府参考人 本年二月の第五回の六者会合におきまして、今委員御指摘の合意というものができたわけでござりますけれども、これは、当面の措置として二つの段階を想定しておりまして、まず初期段階の措置として、寧辺の核施設の活動停止、封印、それからIAEAの要員による監視、

りは支援を行わない、あるいはその後の経済支援も行わないという立場で、それが条件でございません。しかし、このまま不参加の状態で日本が孤立しないか、心配しないわけでもありません。

そこで、お伺いします。

六月にドイツで開催されますハイリゲンダム・サミットでの拉致問題等、北朝鮮の東アジアにおける安全保障上の問題の取り扱いについて、例えば議長総括において触れられるとか、あるいはまた北朝鮮の核放棄への初期段階の措置の早期履行を促す等が考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

あわせて、最近におけるロシア、韓国、特に中国の拉致問題に対する態度についてお知らせをいただきたいと思います。

○伊原政府参考人 六月のハイリゲンダム・サミットに向けて、現在、関係国の間で非常に緊密な協議が行われているところでございますけれども、委員御指摘の議長総括につきましては、これは議長国の責任のもので、そのサミットにおける議論を踏まえた形で発出されるものでございりますので、今の時点でその内容について予断することはできない性格のものだというふうに思いますが、

ただ、政府としては、いい議長総括が出るようには、米国を初め関係国と連携して、この北朝鮮の拉致の問題、それから核の問題について、サミットにおいてきちんととした議論をする、そういうことで、いい、力強いメッセージがサミットにおいて発出できるように、今外交努力を尽くしているところでございます。

それから、引き続きお尋ねの、ロシアそれから中国等の拉致問題に対する態度でござりますけれども、まず、ロシアについては、先般五月三日に麻生外務大臣がロシアを公式訪問いたしまして、ラブロフ・ロシアの外務大臣と会談いたしました。その際、ラブロフ外務大臣より、拉致問題についての我が国の立場に改めて理解が示されました。また、拉致問題等の解決に向けて引き続き日

口間で連携、協力していくことで一致しております。

それから、中国につきましては、先般の温家宝国务院總理がいらっしゃった際に、安倍總理との間の会談において、總理から、拉致問題について、例えする人道主義的関心への理解と同情が示されるとともに、必要な協力を提供したいという御発言がありました。また、こういった拉致問題に対する中国の立場は、首脳会談の後に発表されました日中共同プレス発表でも明記が示されています。

このように、周辺の関係国との間で、私どもは一貫して理解と協力を得るべく働きかけて、いい反応をいただいているということだと思います。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

私が少し報道されているようですが、私は、私どもいろいろな報道を聞きますけれども、報道によりますと、米国と北朝鮮は国交正常化作業部会を設置し、しばしば会談を重ね、外交の実力を上げつあるように思えます。日本の拉致問題に関する北朝鮮との関係がフリー化されていることについて、アメリカ側から何らかのコミットメントはあるのか、お伺いをいたします。

○伊原政府参考人 本年一月の会合において、委員御案内とのおり幾つかの作業部会が設置されました。その中には、非核化の作業部会と並んで、日朝国交正常化のための作業部会、それから米朝国交正常化のための作業部会が設置されておりました。その中で、米朝国交正常化の条件になると金桂冠氏に言明したと言われておりますが、また、その反面、同時に、日本側の拉致問題での具体的な要求が明確でないとも漏らしておられます。実際に、我が国が北朝鮮への要求はどのようになつてゐるのか、もう一度お伺いをいたします。

また、あわせて、アメリカの核の問題に対する許容範囲はどこにあると考えておられるか、お知らせください。

○伊原政府参考人 ビクター・チャ氏の発言について報道では承知しておりますけれども、特に彼の発言について政府として具体的にコメントをす

りとりについて説明する立場にはございませんけれども、米国からの説明によりますと、このアメリカと北朝鮮の作業部会において、米国は拉致問題についても相当時間をかけて北朝鮮と議論したこと。特に、米国は、北朝鮮の将来のためにも、北朝鮮が日本との関係を改善することが重要であることを強調したというふうに承知しております。

それから、先般の日米の首脳会談、それから外相会談におきましても、ブッシュ大統領及びライス長官から、拉致問題に関する日本の立場に対する変わらぬ支持の表明があつたところでございます。

この点、アメリカの立場は非常に明快でありまして、北朝鮮による核保有は断じて容認できませんけれども、我が国としては、拉致問題の解決に向けて、引き続きアメリカと緊密に連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁もありましたように、国交正常化作業部会におきまして、今やめておられるようですが、ホワイトハウスの国家安全保障会議の日本・朝鮮部長であったビクター・チャ氏は、米朝国交正常化作業部会において、拉致問題の解決が米朝国交正常化の条件になると金桂冠氏に言明したと言われておりますが、また、その反面、同時に、日本側の拉致問題での具体的な要求が明確でないとも漏らしておられます。実際に、我が国が北朝鮮への要求はどのようになつてゐるのか、もう一度お伺いをいたします。

また、あわせて、アメリカの核の問題に対する許容範囲はどこにあると考えておられるか、お知らせください。

○伊原政府参考人 ビクター・チャ氏の発言について報道では承知しておりますけれども、特に彼の発言について政府として具体的にコメントをす

はないか、こう思うわけでございます。

についてお尋ねがございました。

その点につきましては、そう思うからでございま
すけれども、北朝鮮が今後持つであろう我が国へ
届く性能を持つミサイルの数が何発程度であると

想定しておられるのか。あるいは、SM3あるいはPAC3等のミサイル迎撃システムが我が国は何基ぐらい配備しているのか。例えば、我が国に対して北朝鮮から二十発のミサイルが発射された場合に、間に合うだけの数が確保されているのかどうか。これはお手術室さんにお伺ひをしたい、こ

う思つております。もし、間に合わない場合があるとすれば、将来、何か研究しているものがあるのかどうか、その点についてもお伺いをさせていただきたいと思います。

○鎌田政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねでございますけれども、北朝鮮が既に配備していると考えられる弾道ミサイルのうち、ノドンにつきましては、射程千三百キロに達すると見られておりまして、この射程を前提にすれば、我が国のほぼ全域が射程内に入るということになります。それでは、北朝鮮が実際にこのノドンミサイルを何発持っているかということがポイントでござりますけれども、この点についてはさまざまな指摘があるわけでございますけれども、先生御存じのように、北朝鮮の閉鎖的な体制等を踏まえると、なかなか判断的なことは申し上げられないということがあります。

その上で、御参考までにといふことでお聞き願いたいんですけれども、二〇〇六年の三月に、ベルという在韓米軍司令官が米国の上院軍事委員会で証言をしておりまして、その証言の中でベル在韓米軍司令官は、日本に到達可能な射程千三百キロである二百発ものノドンミサイルを保有している、こういうふうに述べているところでございました。最初のお尋ねの、日本に届くミサイルが何発あるかということは、そういうことだと思つていります。

我が国は、平成十六年度から弾道ミサイル防衛システム、これは今、私申し上げましたようにBMDシステムというふうに称しておりますけれども、その整備を行つておりますと、平成二十三年度まで順次配備を進めているということでござります。実は、このBMDシステムの中には、BMD用のレーダー、それから指揮統制システム、C3Iと呼ばれていますけれども、こういう通信システムも含まれております。

ミサイル迎撃システムでございますけれども、ここについて申し上げますと、下層用、これは大気圏突入時に撃つというものでございますけれども、下層用の迎撃システムでありますパトリオットPAC3ミサイルと、大気圏外、上層で撃つ迎撃システムでありますSM3ミサイル搭載イージス艦の整備を考えておりますと、このうち、パトリオットPAC3につきましては、平成二十三年度までに十六個高射隊、一高射隊にPAC3の発射機二機を整備するということでございますので、合計で三十二機の発射機、ランチャードを整備します。それから、SM3搭載イージス艦につきましては、平成二十三年度までに四隻を整備する計画でありますと、今申し上げましたPAC3につきましては、既にことしの三月、最初のPAC3を埼玉県入間に配備したところでございます。

なお、先生からもお尋ねのありました米軍につきましては、パトリオットのPAC3が沖縄の嘉手納飛行場へ配備されるとともに、SM3ミサイル搭載イージス艦シャイローが西太平洋地域に展開しているというふうに承知しているところでございます。

そこで、なかなか、我々のBMDシステムと個別の具体的な能力についてお示しすることは、我が方の手のうちに明らかにする話になりますので、具体的なお答えは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、そもそも、先ほど申し上げましたように、SM3というのは搭載イージス艦、及び、パトリオットのPAC3というのは多

目標の対処を念頭に置いたシステムでありまして、これらによりまして、多層防衛、もちろんのことながら、弾道ミサイルの数でありますとか種類、飛翔状況などによって迎撃に差異はあるわけですがござりますけれども、複数の弾道ミサイルが我が国に向け連射された場合であっても、対処することができる可能だということでございます。

先ほど、ランチャーの数については申し上げましたけれども、ミサイルの保有数については、手のうちを明らかにする話になりますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○清水(清)委員 ありがとうございます。
将来、これからという面もあるように理解をさせていただきますけれども、これからは、実際に今まで制裁があつたその効果についてお伺いをさせていただきたいと思います。

せんが、昨年十月に北朝鮮からの輸入の全面禁止措置を実施し、それらの措置は対北朝鮮の貿易実績にどのような影響を与えたのかをお伺いしたいと思います。

また、輸入禁止措置後、しばしばアサリ等の話題が出てまいりました。北朝鮮產品が中国等の第三国を経由して輸入されることとなつては、我が国の措置の効果も薄くなるわけでございまして

経済産業省としてどのような巡回輸入対策を実施しておられるのか、伺いをいたします。また、北朝鮮に対して、我が国単独で実施している輸入禁止措置に加え、国連決議に基づく奢侈物

品の輸出禁止措置が実施されておりますが、その効果はどれほどのか、あわせてお伺いをさせて

いただきます。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。
輸入全面禁止措置以前の二〇〇五年は、北朝鮮からの輸入実績百四十五億円ということでございました。これは、北朝鮮の輸出全体に占める割合ということで、約一割に相当するものでございまます。こうした中、輸入全面禁止措置を講じたとい

うことで、昨年十二月以降、北朝鮮からの輸入実績はゼロとなつております。本措置により北朝鮮の外貨獲得能力を一定程度減殺しているものと想ふうに考えております。

それから、迂回の問題につきましても、近隣諸国を経由した迂回輸入、これを確実に防止することは極めて重要だというふうに考えてございます。こうした認識から政府といたしましては、輸入禁止措置発動以降、関係省庁間でこの迂回輸入防止のための会議を開催するなど、関係省庁の連携を図つてきているところでございます。

経済産業省といたしましても、迂回輸入を隠ぺいするための原産地の虚偽表示について、外為法の無承認輸入あるいは不正競争防止法の不正競争行為として厳しく取り締まるべく、関係省庁と連携しつつ、厳正に対応することとしておりますし、また、第三国からの輸入動向、輸入データの監視につきましても強化を図つてきております。

それから、最後に御質問のございました奢侈品の問題でございますけれども、昨年の安保理決議に基づきまして、昨年十一月から奢侈品の輸出を禁止しておりますわけございますが、この品目については、主に北朝鮮幹部が使用する、あるいはその部下らに支給することが想定されるものとして、乗用車、たばこ、酒類など合計二十四品目を選定しております。

措置後、現在に至るまで輸出の実績はございませんし、また、本措置は国際社会が連携して講じている措置ということです。北朝鮮幹部に対し対応を促す政治的なメッセージとなつてきているのではないかというふうに考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

最後に、財務省と法務省にお伺いします。

資金の流れが漏れていくということがあつてはいけないので、この資金の流れに関しまして確実に防止していくことが必要であると考えておりますが、資金の面ではどのようになつておるのか、財務省さんにお伺いします。

また、特別永住者等の在日の朝鮮籍の方々が親戚訪問や墓参り、観光等のために北朝鮮へ渡った場合、我が国への再入国についてどのような規制があるのか、入管特例法との関係も含めてお伺いをいたしたいと思います。

○山崎政府参考人 北朝鮮に対する資金面での対応の現状でございますけれども、国連の安保理決議に基づきまして、北朝鮮の核、その他大量破壊兵器等に関連する十五団体、一個人に対する資金移転防止措置を昨年の九月から実施しております。これまでのこところ、措置の対象のうち二団体の口座が本邦の金融機関にあることが判明いたしまして、同口座を凍結しております。

また、これと別に、我が国独自の措置として昨年十月から実施している北朝鮮からの輸入の全面禁止措置に合わせまして、金融機関に対し、輸入代金の決済が行われることのないよう確認を徹底するよう要請しております。

またさらに、こうした措置の確実な実施を図るために、外國送金を行つてゐるすべての金融機関に対しまして、その実施体制を集中的に検査したところでございます。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。
在日の北朝鮮当局の職員から北朝鮮を渡航先とした再入国許可申請があつた場合には、原則としてこれを認めないということにしております。
また、それ以外の在日の朝鮮人の方々のうち特別永住の方々につきましては、いわゆる入管特別法十条二項に、特別永住者に対する入管法二十六条規定の、再入国の許可の規定の適用に関しまして、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとするというふうな規定がございまして、その趣旨から、そのような方々につきましては再入国を一律に規制することは困難ではないかというふうに考えております。

しかしながら、そのような方々も含め、北朝鮮を渡航先とした再入国許可申請をされた方や、出国手続において北朝鮮を渡航先として出国しよう

とするすべての方に対しまして、渡航自粛を要請する文書を交付するなどして、北朝鮮への渡航自粛を要請しているところでございます。
以上でございます。

いずれにいたしましても、拉致問題を解決するためには、粘り強く、意志強く、我が国の経済支援という最大のカードを大事に使って核を放棄させた上で、他の五者と協議をしながらこの問題を解決する努力が必要だろうと思います。そんな感想を述べまして、私の質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございました。

○後藤(新)委員 民主党の後藤斎でございます。
先ほど、清水議員の方から拉致にかかわる北朝鮮制裁の関係についていろいろお話をありました
が、大臣、せつかくの機会なので、先週一週間、大臣はヨーロッパ、特にフランスを中心だというふうにお聞きしていますが、WTO交渉、〇一年の十一月、ドーハの閣僚会議からスタートして五年半以上が経過しているところです。その中で、本當は〇五年の末に一度、交渉期限ということで設

定して、それを延ばさざるを得なかつた。〇六年の十二月もそうだつた。あわせて、今回は、ことしの十二月に一応また三度目のタイムリミットを設定してやつてゐる。

私も、実は十数年前になりますけれども、ガットの最終局面で、特にWTOの九五年設立の合意も含めて対応させていただいたことがございます。今ではWTOですが、当時、ガット体制といふのは、戦後のIMF体制と並んで、昔のようないくつかの保護主義、ブロック経済というものを何としても防いで世界じゅうの貿易の秩序をつくるというふうで、非常に正しい方向性だつたと思っています。

実は、最近ちょっと気になつてゐるのは、「二国間の、いろいろなブロックの協議も、当然我が国も積極的に進めようとしているものもござりますし、ただ、基本は、今百五十カ国が参加しているWTOがどんな形で、ベースの貿易、サービスも

含めた秩序をつくっていくかというのがやはり基本でなければいけないというふうに私自身は考えています。

その中で、〇一年の十一月から今日に至るまで、ある意味では、半年近くしかない三度目の「ドイツライン」に向けて、大臣が一生懸命、国会の合間にいろいろな公務の合間を縫いながら、交渉も公務

ですが、御出張なさつているということは十二分によくわかつていますが、やはり余り見えてこないんですね。行つたときには新聞に少し書かれますけれども、全然どんな流れでいるかというの

が、私自身の勉強不足もあるかもしませんが、やはり国民に向けてもきちっとしたメッセージを、いろいろな国がどのような状況にあるかとい

うのは、大臣として説明していただきたいというふうに思いますので、現状と今後の見通しについて、大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

わゆる通商交渉、WTO交渉の現場で大変御苦労された御経験をお持ちということを私も承知しております。

昔の和の言葉をたどりますと WTO 世界全体の交渉があつて、エリア交渉があつて、個別交渉があつて、日本は、とにかく WTO、世界ルールをつくるのが先であつて、余りエリアとか二国

間というのは、それをやつしていくとこっちがなおざりになるというようなことを普通商関係者から言わされたことを思い起すんですけど、実はそうしていると、世界の潮流は、多国間もあれば

エリア間もあれば二国間もあれば、手をかえ品をかえ、関税そして関税外障壁を取り除いていくと、いう競争になつてきただけでありますから、これ

はいろいろな組み合わせで確かにいいんだと思います。しかし、最終的にはWTO交渉が一番のメニューであります。

お感じになつていらっしゃると思うんですけど、ども、必ずどこかリードしていく国がありますね、インナーメンバーがあつて。要はインナーメン

も、きょうはマンゴー・フェスティバルというのもありますから、ぜひ皆さんで御参加いただければインド側も意を強くすると思うのでありますけれども、そうやってとにかくインナーメンバーの中どんどん入っていく。

G6がずっと開かれないでG4ばかりだつたんですね。先月のニューデリーと、この間私が行きましたパリで、二回G6が開かれたわけですね。そこでは表に高らかに発表できるような合意というところまではいきませんでしたけれども、最初のG6の会合で、年内妥結はみんなで確認したわけです。

これは、みんなで期間を共有するということですね。それから、その年内妥結ということを考えると、夏休み前に一つの山を越えていなきゃならない。その具体的なものについてはなかなか表現しづらいのですが、とにかく年内妥結をみんなで確認する、そのためにもう時間がないぞという危機感を共有する、そしてそのためには、夏休み前にはある一つの山を越えていないとタイムスケジュールとして間に合わぬぞという意識は何とか共有をしていると思うんです。

それと、あと、中身について私の口から許される範囲で申し上げれば、今農業交渉だけが先行しているわけですね。もちろん、ここがどこの国にとっても一番大きな問題でありますし、特に農業輸出上国は死活問題でありますから、このハードルを先進国に下げるという要求。あるいは、アメリカにしてみれば、国内支持について、いかに被害を少なく、よそから多くとるか。みんなそういう思惑でぶつかっているのであります。ただけじゃないです。あとはそのルール。日本にとって大事なことは、アンチダンピングを本当にどんどん発動されている、これはちゃんととしたルールを決めようね、発動したらいつまでもそ

のままとかはおかしいよ。それから、サービスの貿易。

これらを全部セットで、多少のタイムラグがあるかもしれませんけれども、同じようなことでは、セツトで最後のしつぽはそろうようにあつても、セツトで最後のしつぽはそろうようにそれが貿易、サービスのルールづくりというのは特

とがそれが我々の主張でありますから、何度か、国会の御理解

をいただいて、国会開会中に急遽ということがあるかもしれませんというものが現状でございます。

○後藤(斎)委員 一つ気になることがあります

て、夏休み前までにG6で年内に向けて一つの方性をということであります。アメリカがいろいろな意味で主導権をとり続けるというのは、こ

れは貿易の世界だけではありませんけれども、六月の末に議会から与えられた通商交渉権限がとりあげてくださいたんですが、多分大丈夫だろうといふような期待感も込めての記事であります。

ただ、これを上手に議会が、ここまで非常に強硬だ、そして、交渉権限がなくなればアメリカは離脱するしかないよという、いろいろ手をかえ品をかえたり、多分大臣にもアメリカは言っているんだと思いませんけれども、やはり我が国でも、私が少なくとも十数年前に経験した中では、いろいろな委員会でいろいろな決議やいろいろな質疑が常に行われ続け、それが一つの議会、国会のいろいろな意思ということで、それを交渉の中で使つたことが多分あつたと記憶をしています。

その中で、やはりアメリカがキーであることは、多分一番だというふうに思いますので、アメ

リカの交渉期限との関係で、アメリカも含めてきちんとルールからは若干違つたエリアの形成にもちろんなりますから、大臣おっしゃるように、バランスをとつてということはよくわかるんですが、

行き過ぎた二国間や地域間協定というのは、世界全体ということを、これは地球温暖化の話でも前回させていただきましたけれども、同じようなこ

とが貿易、サービスのルールづくりというのは特と結んだという国もあるわけですね。趣味EPAこれが六月末に切れます。

正直申せば、なかなかしたたかでありますか

ら、それを逆に交渉の材料に持つてくるわけです。余りアメリカに無理難題を言つてくれるな、

TPAの延長がスムーズにできないじゃないかと。しかし、それも我々から見れば彼らの交渉のあえずエクスバイアする。それに向けて、まさにアメリカでも今議論をし、いろいろな声明を見させていただいたんですが、多分大丈夫だろうといふような期待感も込めての記事であります。

ただ、これを上手に議会が、ここまで非常に強硬だ、そして、交渉権限がなくなればアメリカは離脱するしかないよという、いろいろ手をかえ品をかえたり、多分大臣にもアメリカは言っているんだと思いませんけれども、やはり我が国でも、私が少なくとも十数年前に経験した中では、いろいろな委員会でいろいろな決議やいろいろな質疑が常に行われ続け、それが一つの議会、国会のいろいろな意思ということで、それを交渉の中で使つたことが多分あつたと記憶をしています。

しかし、では、全部通るような条件をこつちでそろえてやるなんという義務はないわけでありますから、それはそつちで説得してもらう話ですか。しかし、報道もありますとおり、どういう表現で報道されていますか、TPAの見通し云々というのは大体秋ぐらいと言われていますかね、向こうも少しづつ、何とか自信を持ちつつありますよという表現は、アメリカ側も外に向けてして

いるわけであります。

要は、日本も別に弱みというか、攻められるところばかりじゃないんですね。農業が攻められて

弱くて、では、生で、それ以外の部分、ルールで相手を攻め込んでいるだけかといえば、御専門で向こうも少しづつ、何とか自信を持ちつつありますよという表現は、アメリカ側も外に向けてして

いるわけであります。

先ほど清水議員の御質問に経産省の方からお答えいただいて、この半年間の北朝鮮への輸出禁止、輸入禁止の措置、数字的にはもちろん少なくなつて、ゼロになつてます。これは、ある意味では、縛つてあるから当然のことだと思つんすが。

一つ気になるのは、北朝鮮、日本から輸出や輸入をとつてということはよくわかるんですが、

わゆる農水大臣の言葉をかりれば、攻めるところは攻め、守るところは守り、そして譲るところは譲る、この三つを合わせながら、一個だけとらえてあとは交渉しないやいけないというふうに思つております。

その際に、WTOと二国間、二国間のFTA、EPAが出過ぎるところがなおざりになるじゃないか、それは、おっしゃる御指摘はよくわかります。国によっては、EPA交渉をもう何十力国と結んだという国もあるわけですね。趣味EPA

まで冗談で出かねない。

ですから、WTOというのが大前提なんになりますけれども、それを、動かないのを少しずつ振り動かしていくために二国間とか地域間交渉を使つてやりなさいよとか、TPAの延長を我々がどう責任を負うんだという話になるわけであります。それはあなた方の責任ツールなわけであります。それはあなた方の責任でやりなさいよとか、TPAの延長を我々がどうでやりますか。しかし、そこはなかなか交渉上手でありますから、もっと譲歩してくれなければTPAを特に議会の関係の数が逆転しているものだから説明しづらいというようなことを確かに言つてくるわけです。

ただし、我が國の国民が日本国内の中で生活をし、働き、その部分のベースを守るというものは当然のことだと思うので、私もやはりパッケージでやるべきだというふうなことを常々思つていてます

が、もちろんそれぞれの産業分野でも違います。

ただ、我が國の国民が日本国内の中で生活をし、働き、その部分のベースを守るというものは当然のことだと思うので、私もやはりパッケージでやるべきだというふうなことを常々思つていてます

が、もちろんそれぞれの産業分野でも違います。

ただ、我が國の国民が日本国内の中で生活をし、働き、その部分のベースを守るというものは当然のことだと思うので、私もやはりパッケージでやるべきだというふうなことを常々思つていてます

が、もちろんそれぞれの産業分野でも違います。

ただ、我が國の国民が日本国内の中で生活をし、働き、その部分のベースを守るというものは当然のことだと思うので、私もやはりパッケージでやるべきだというふうなことを常々思つていてます

が、もちろんそれぞれの産業分野でも違います。

かなり時間を食つてしましました。

先ほど清水議員の御質問に経産省の方からお答えいただいて、この半年間の北朝鮮への輸出禁止、輸入禁止の措置、数字的にはもちろん少なくなつて、ゼロになつてます。これは、ある意味では、縛つてあるから当然のことだと思つんすが。

人が禁止をされている部分、中国や韓国、四月にはミヤンマーと正式に国交正常化をして、貿易が再開をしたというふうな報道もございました。以前大臣が、奢侈品、ぜいたく品の二十四品目を指定するときに、やはり、日本だけでやつてはだめなんだ、各国と協調して、できるだけその品目も同じようなものを指定しなきゃいけないんだということを、去年の十月か十一月に報道で記者団にお答えになっています。

半年たつた中で、むしろこれから半年というのは、輸入も禁止するわけですからゼロが続く。二十四品目のいわゆるぜいたく品も輸出を禁止するということは当然継続するですから、北朝鮮から見れば、経済的、特に貿易のウエートは減っていくということ。

それが本当にその経済制裁の効果を生むかどうかということを、関係国、その周辺国も含めて、特に周辺国の中国や韓国等含めて、そういう枠組みを、WTOを私があえてお聞きしたのはそれにちょっと連動させたかったんですけども、そういう形をつくつていなければ、結局、日本がやっている経済制裁というものは、去年スタートしたときには有効だったものが、これから半年間は、多分、以前の半年以上に経済的な効果は少なくとも減少を、要するに、もう代替が進んでいるという指摘もあるというふうに思つてます。

まず、なぜ半年なのかということ、あわせて、輸入禁止措置をとったにもかかわらず、この半年間、どんな違反事例があつたのかということを、端的で結構ですか御答弁いただけますか。

○石田政府参考人 今回、この輸入禁止措置を半年間にについて延長いたしたわけでございますけれども、この半年という意味は、北朝鮮籍の船の日本への寄港の禁止という措置と連動しているわけでございますが、その船舶の方で、これは、我が国が安全、平和に与える影響というのを評価する期間として約半年ぐらいが必要だらうということで、法律上、ある程度の期間を決めなければいけないということで、最初のときにも六ヶ月間とい

うことを決めたわけでございます。外為法に基づくこの輸入の全面禁止措置も、それに準じる形で再開をしたということにさせていただいております。それから、後の方で御質問のございました、この輸入の禁止措置に対する違反行為の点でございますけれども、確かに、この措置を講じて以降現在までに、北朝鮮からのアサリでありますとか、あるいは北朝鮮において加工いたしましたステンレス継ぎ手、これを外為法の輸入承認を受けずに輸入したと疑われる事案が現在検査を受けてございます。

もとより、我が国独自の措置として導入をした輸入全面禁止措置でございますので、特にその実効性を高める観点から、近隣諸国を経由した迂回輸入の防止というのは非常に重要な課題であるといたしております。そういう意味で、関係省庁の連携協力を強化してきているわけでございますが、こういう事案の検査というのも、そうした厳格運用あるいは取り締まりの結果出てきているということも申し上げられようかと思います。

今後とも、引き続き関係省庁と連携をしながら、厳格な運用に努めてまいりたいというふうに思つてます。

○後藤(斎)委員 大臣、関係国とのいろいろな連携が必要だというのは、このぜいたく品、いわゆる奢侈品の、我が国は二十四品目で一番早く指定をし、一番早く二十四品目の輸出禁止をしています。

昨年の安保理の決議以降、各国がいろいろな形でぜいたく品をリスト化して輸出禁止をしているそうで、七十カ国にせよ、どうもいろいろな外務省のインナー情報を聞いてみると、結構これはきいてる。日本は、国連決議に沿つては奢侈品の輸出、それから、独自には輸入の全面禁止。これによつて、少なくとも、日本に対しては外貨を稼ぐという手立て、あるいは、奢侈品を通じて軍幹部等の士気を高揚させるということについては相当減殺するプレッシャーがかかつてゐるというふうに承知をいたしております。

BDAの二千五百万ドル、たかだか三十億、国ベースの金額としては小さな金額であれだけ大騒ぎをしなきやならないというのは、やはり相当地に迫している事情に追い込まれていて、確実に効果が上がつてゐるのではないかというふうに思つてます。

○後藤(斎)委員 残りあと五分になつてしまいまして。話がちょっと飛びますけれども、いわゆるレアメタルや金、ウランも含めて、いろいろな資源というものは、これから国が関与をしながら開拓していくというお話を、資源外交という部分で大臣に以前させていただきました。今回、北朝鮮の話をいろいろ調べていつたら、旧満州の部分に、中国との国境沿いのようですねども、無煙炭であるとか金であるとか、いわゆるレアメタルがかなりあるというふうな記事をたくさん見ました。

大臣、この部分をもう少しいろいろな働きかけをしながら連携をしなければ、先ほど申し上げましたように、本来の経済制裁という目的がやはり達成できないというふうに思うんですが、その点についてどのようなお考えをお持ちでしようか。

○甘利国務大臣 おっしゃいますように、国連決議に基づく制裁は、基本的には、合意したことは国連加盟国義務でありますから、みんな勢ぞろいしてやるというのは当然であるし、効果も高い。今のところ、これに参加している国は七十カ国ですから、全加盟国でいえば三分の一弱。特にアフリカがなかなか、こうしましたというこの報告がないようですが、やはり途上国はそんなことどころじゃなくて、自分の国をしっかりと運営していくのでも手いっぱいというところもあるのかも知れません。

それで、七十カ国にせよ、どうもいろいろな外務省のインナー情報を聞いてみると、結構これはきいてる。日本は、国連決議に沿つては奢侈品の輸出、それから、独自には輸入の全面禁止。これによつて、少なくとも、日本に対しては外貨を稼ぐという手立て、あるいは、奢侈品を通じて軍幹部等の士気を高揚させるということについては相当減殺するプレッシャーがかかつてゐるというふうに承知をいたしております。

○本部政府参考人 北朝鮮におきましては、金と、無煙炭を含みます石炭、タンクステンなどのアスタル等の資源がどのような状況になつてゐるか、簡単で結構ですから教えていただけますか。

その点について、北朝鮮の旧満州の部分でのレアメタルの生産が行われているものと認識をしております。しかし、何せ情報統制が厳しい国柄でございまして、詳細な実情の把握は困難でございます。

そのうち、埋蔵量につきましては、石炭は二〇四年の世界エネルギー会議報告書によりますと

誠実に対応しているのかどうか、ここがやはり一つこの制裁の目的だったと思うんですね。

もちろん、今大臣がおっしゃったように、二千五百万ドル、あの松坂の契約金に比べたら随分少ないと言ふ人もいますけれども、しかし、あの金額で北朝鮮の指導部がいろいろな側面たちをある種籠絡してきた、こういう事実がありますので、非常に彼らにとっては必要なお金だつたということは間違いないんです。

今大臣おっしゃったように、国際的な決済システムからある種締め出されてしまったというのがやはり一つ大きいんだろうというふうに思うんです。にもかかわらず、このBDAの問題を盾にとつて、北朝鮮はまだ六カ国合意に基づく履行義務を果たしていない。その履行義務、六十日間を超えてからもう既に一ヶ月以上が優にたっている、こういう状況でありますから、誠意ある対応を促すところにはなり切つていいという点は、私は、もう一度大臣にも認識をしていただきたい、このよう思つておられます。

そこでなんですが、これは、きょうは官房副長官にお見えいただいたので、官房副長官にあえて伺いたいと思うんです。

そういうことで、各種制裁を試みているんですが、この二・一三の六カ国合意の履行を拒み続けている北朝鮮の現状があるわけですね。今回、制裁措置を六ヶ月延長したんですね、これを単なる延長ではなくて、追加的な制裁も必要ではないかという議論が政府部内であつたのかなかつたのか。あつたとすれば、どのような選択肢が検討されたのか。最終的にはそれを採用するに至らなかつた理由は一体何なのか。差し支えない範囲で結構ですが、もし明らかにしていただければありがたいと思います。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。

長島委員御指摘のように、拉致問題、そして核実験が行われたであろうこと、そしてミサイル、六カ国協議の後を受けた北朝鮮の対応、これが進展していないことの中、安倍総理が、経

濟的なことを含めた追加措置も行うこともあり得るということは、いろいろなところで発言をされるとおられます。

しかし、内容については、現時点では申し上げることはできませんが、状況の中で判断していくと、うことでお許し願いたいと思います。

○長島(昭)委員 余り相手にカードを見せ過ぎるのもよくない、これは外交の戦略上の問題だと思いまして、私はここはあえて踏み込んで伺います。

せんけれども、輸出もまだ全面的に禁止されておりませんし、パチンコマネーを初めとして、送金

で相当、これはさつきの二千五百万ドルどころじやないです、年間百億円と言われていますから。そういう意味では、かなりまだやれることが我が國にはあるんだろうと思いますが、その辺は総合的に判断をしていただければいいと思います。

さて、それで、今回の制裁措置が具体的にどういう形で行われてきたかということを、きょうは、それぞれ所管の副大臣あるいは担当者にお見えいただいているので、一つ一つ伺つていきたいと思います。

まず、国交省に伺いたいんですが、入港禁止措置は、ミサイル発射の直後は万景峰号というあの特定の船舶だけに的を絞つた制裁でありますけれども、十月十一日の第三次の制裁では、これが北朝鮮籍全体に広がりました。これによってどのくらい制裁のインパクトが強まつたのか、これは、北朝鮮にとってはかなりダメージが来ているんじゃないだろうかというふうに予測をします。

しかし、もう一言申し上げると、北朝鮮からの物資や、人や物や金を運んでくる手段というのは、北朝鮮籍の船だけではないですね。それ以外の船も当然あるわけですから、そのような船舶は今のところ野放しになつているのかどうか。制裁の実効性が問われると思うんですが、それでも結構ですが、制裁レベルを引き上げたことによつてどのくらいインパクトが強まつたのか、何を確認しております。

○長島(昭)委員 もう一回聞いてください。

万景峰号だけにかけた制裁から、そのレベルを上げた、上げたことによつてどのくらいの効果が出たのか、比較していただきたいんです。

○石橋政府参考人 北朝鮮船舶の特定港への入港実績を見ますと、平成十七年に七百六十九隻で、平成十八年は制裁までの間に六百十六隻が入港しておりまして、その後、制裁発動後は入港実績はございません。

○長島(昭)委員 私、手元にデータがありまして、万景峰号は年に大体十五、六回という数字があるんですね。十五、六回程度行つたり来たりしている。

今御紹介がありましたように、これは、北朝鮮籍全体に広げることによつて、過去五年のデータを見ると、一番多い年で千三百四十四回、一番少いのが去年になるわけですね。十五、六回だったものがそぞろに減つたということで、十五、六回だったものがそのままになつたということは、相当、これによつて交易を行つてゐるいろいろなもの運んでくる人、人物、金を運んでいるだろうと思います。それが今ゼロになつたということは、それだけ大きなインパクトを持つてきているということなんだろうというふうに思います。それが今まで、一つ一つ伺つていきましたが、北朝鮮にとってはかなりダメージが来ているんじゃないだろうかと、そういうふうに予測をします。

しかし、もう一言申し上げると、北朝鮮からの物資や、人や物や金を運んでくる手段というのは、北朝鮮籍の船だけではないですね。それ以外の船も当然あるわけですから、そのような船舶は今のところ野放しになつているのかどうか。制裁の実効性が問われると思うんですが、それとも担当者十一名並びに水産物輸入会社役員等九名を外国へ替及び外國貿易法違反で摘発しております。

また、本年四月十一日、下関に入港した中国籍貨物船「リヤオチヤンレン六」の立入検査を実施したところ、同船が本年三月八日に下関港に入港するに際し、先ほどの法律に基づきまして海上保安庁に通報した船舶保安情報に虚偽の内容を認めたことから、同船の船長及び乗組員十一名並びに水産物輸入会社役員等九名を外國へ替及び外國貿易法違反で摘発しております。

また、本年四月十一日、下関に入港した中国籍貨物船「リヤオチヤンレン六」の立入検査を実施したところ、同船が本年三月八日に下関港に入港するに際し、先ほどの法律に基づきまして海上保安庁に通報した船舶保安情報に虚偽の内容を認めたことから、同船の船長以下乗組員九名を同法違反、虚偽通報で摘発しております。現在、本年三月に同船を使用して、北朝鮮を船積み地とするアサリを経済産業大臣の承認を受けずに輸入した疑いにより、同船の船長及び乗組員十一名並びに水産物輸入会社役員等九名を外國へ替及び外國貿易法違反で摘発しております。

○長島(昭)委員 今御説明のとおりなんですが、少し厄介な問題がありまして、これは報道ペー

スなので事実関係を確認させていただきたいんです。これは、北朝鮮の海州という場所で積み込んだところを確認しております。

また、立入検査によりまして、北朝鮮寄港について虚偽の通報をした船舶二隻を確認しております。

たことを確認しております。

○長島(昭)委員 今その二隻の話を伺おうと思つたんですが、最近の報道で、三月三十一日の産経新聞に出でおりますが、今おっしゃった迂回輸入の可能性、これを行つた可能性のあるアサリを積んだ船が入港をした、それについて検査当局が立入検査をしたという報道があるんですが、この事例についてもう少し詳しく御説明いただけますか。

○長島(昭)委員 本年三月八日、中国籍の貨物船「ハイシン三」が下関に入港するに際し、徹底した立入検査を実施した結果、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき海上保安庁に通報した船舶保安情報に虚偽の内容を認めたことから、同法違反で摘発しました。さらに、本件に関連し、山口県内の水産物輸入会社役員等が本年二月に同船を使用して、北朝鮮を船積み地とするアサリを経済産業大臣の承認を受けずに輸入した疑いにより、同船の船長及び乗組員十一名並びに水産物輸入会社役員等九名を外國へ替及び外國貿易法違反で摘発しております。

また、本年四月十一日、下関に入港した中国籍貨物船「リヤオチヤンレン六」の立入検査を実施したところ、同船が本年三月八日に下関港に入港するに際し、先ほどの法律に基づきまして海上保安庁に通報した船舶保安情報に虚偽の内容を認めたことから、同船の船長以下乗組員九名を同法違反、虚偽通報で摘発しております。現在、本年三月に同船を使用して、北朝鮮を船積み地とするアサリを経済産業大臣の承認を受けずに輸入した疑いにより、所要の検査を実施中であります。

○長島(昭)委員 今御説明のとおりなんですが、少し厄介な問題がありまして、これは報道ペー

アサリに中国の海産物产地證明書を添付している、こういう報道がありまして、產地偽装して日本に輸入を試みた、こういう事例だということなんです。中国側には発行の事実はなかつたですが、用紙は本物と確認された。したがつて、これは推測ですけれども、中国政府当局の中に協力者がいるのではないか、こういう報道なんですが、それが、その点についてはいかがでしよう。

○石橋政府参考人 先ほど指摘がありました原产地證明と言われるものにつきまして、現在、税関当局の方で確認作業を行つております。

○長島(昭)委員 きょうは財務省にもお越しいただいてると思いますが、いかがですか、事実関係。

○森川政府参考人 お答えいたしました。

外為法に基づきます実質的な輸入禁止措置につきましては、税関がそれをもとに取り締まつております。それに際しては、中国等に求めました原产地證明書の確認等によつて厳格に行つているところでございます。

御指摘のような疑義が生じた場合には、一般論でございますけれども、原产地證明書につきまして、中国政府に外交ルートを通じて確認しております。

その回答はまだ得られておりません。

○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやつていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願いしておきたいんです。というのは、きょう、皆さんのお手元に資料を配させていただきました。簡単なグラフであります。しかし、それに伴つて、中国産のアサリの輸入量がこんなに上がつてゐるわけです。もちろん、我々の需要量がほとんど変わつてないわけですから、どこからまた調達してこなきやならないということで、このグラフは特に不思議なグラフではないんですが、こういうものに紛れて、場合によつては、中国側の協力者の協力のもとに北朝鮮産のアサリが日本に入つてくるような

ことがあれば、これは制裁の空洞化そのものでありますので、大臣、この点について何か御見解があれば一言お願ひいたします。

○甘利国務大臣 先生御指摘のとおり、日本の需要量が一定割合ありますから、調達先を変えます。そういう事由は当然あろうかと思ひますし、中国からの輸入も正当なものが大部分だと信じておりますが、そういう事例が出たという事実に基づきまして、どういう経緯でそうなつたかはきちんと外交ペースで確認を引き続きしていきたいと思つております。

○長島(昭)委員 よろしくお願いいたします。次に、経済産業省のマターですが、全面輸入禁止について伺いたいと思います。

これは二つの項目から成つていますね。一つは、北朝鮮からのすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課す。すなわち、承認しないということで、輸入を禁止する。それからもう一つは、北朝鮮から第三国へ輸出する貨物の売買に關する仲介貿易、三国間貿易取引についても経済産業大臣の許可を受ける義務を課すことにより当該取引も禁止、こううことになるわけです。

時間があれば、第一項目の方の輸入承認義務の違反についての事件が幾つかありますので、そのことについても、これは外貨稼ぎをまだやつておりますので、この点についても伺いたいところだつたんですが、二点目に絞つて伺いたいと思います。これは仲介貿易取引の禁止であります。

この取引の禁止は、経済産業省の資料によるところ、輸入禁止措置に万全を期すためにこれをあえてやつた、こういう御説明なんですが、例えば、海外にある日系企業が仲介した場合にもこの仲介

スに今回の改正外為法の規定が適用を受けるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○甘利国務大臣 基本的に外為法は、内國法人に対する対応措置といいますか法的権限ですか

ら、そうでないものについては法律の効力が及ばないというふうに承知をしておりますが、詳細は局長から答えさせます。

○石田政府参考人 ただいまの御質問の点でござりますけれども、まさに先生御案内のように、仲介貿易取引についても規制をしておりますのは、輸入の禁止の実効を上げるために補完的に許可対象にして、許可をしないという形にしておるわけでございます。

この仲介貿易取引というのは法律に規定がございまして、本邦居住者、典型的には本邦内に主たる事務所を有する法人、今大臣申し上げたように本邦法人ということをございますが、これが、非居住者との間で貨物の売買に関する取引を行うこと、かつ、その取引に伴つて外国相互間で貨物の移動が行われること、二つの要件を満たすものを仲介貿易取引と言つてゐるわけでございますが、在外の日系企業は、日系企業とはいえ第三国の企業ということでござりますので、本邦居住者には該当しないということをございます。

こうしたことから、北朝鮮から第三国に輸出される貨物の売買に関する仲介貿易取引に関しまして、仮にその在外の日系企業が仲介するような場合があつたとしても、これは本制裁措置の対象といふことはならないというふうに考えます。

ただ、現在までのところ、實際そういつた例があるということについての情報には接しておりません。

○長島(昭)委員 これは大臣、ぜひ今後御検討いたさたいんですが、今はいいですよ、しかし、これから制裁のレベルを上げていくときに、このことが抜け穴にならないようぜひふたをしていだきたいと思うんです。

○石田政府参考人 準足的に、恐縮でございますが、今の先生の御指摘でござりますけれども、今回、この仲介貿易の件は、あくまで日本が独自に講じております輸入の全面禁止措置、これに伴う補完的な措置ということでござりますので、例えばタイなどの第三国に対して北朝鮮が輸出すると

いうのは、現状においては何ら基本的に制約がないという状況のもとでござりますので、その点、限界があることは、ちょっと御承知おきいただきたいと思います。

○長島(昭)委員 私は別に今やれと言つたわけじゃないんです。限界はよく認識をした上で、今後、国際社会に働きかけていく、あるいは我が国

が独自で制裁をやつしていく、そういう中で、こういうポイントもあるんじやないですか」という指摘

となるんだろうと思うんですが、タイがきちつと、今、別に悪意があつてタイの名前を挙げているわけではなくて、例えば国連安保理決議一七八の履行をやつて国内法を整備している、そういう国であれば、私もそれはそれでいいと思うんですけど、それでもいいんですね。

これは、皆さんのお手元の二枚目、お配りをした紙を見ていただきたいんですが、北朝鮮の制裁の決議一七一八の制裁実施状況について、一番下の項目を見ていただきたいんですが、非常に多い報告しかタイ政府は国連安保理に行つております。そういうことを含めて考へると、ほかにも、先ほど甘利大臣はアフリカ諸国が余り、履行状況が悪いんだよなというお話をされておられました。そういうことを含めて考へると、ほかにも、先ほど甘利大臣はアフリカ諸国が余り、履

う国であれば、私もそれはそれでいいと思うんですけど、それでもいいんですね。

これは、皆さんのお手元の二枚目、お配りをした紙を見ていただきたいんですが、北朝鮮の制裁の決議一七一八の制裁実施状況について、一番下の項目を見ていただきたいんですが、非常に多い報告しかタイ政府は国連安保理に行つております。

○石田政府参考人 ただいまの御質問の点でござりますけれども、まさに先生御案内のように、仲介貿易取引についても規制をしておりますのは、輸入の禁止の実効を上げるために補完的に許可対象にして、許可をしないという形にしておるわけでございます。

この仲介貿易取引といふことは法律に規定がございまして、本邦居住者、典型的には本邦内に主たる事務所を有する法人、今大臣申し上げたように本邦法人ということをございますが、これが、非居住者との間で貨物の売買に関する取引を行うこと、かつ、その取引に伴つて外国相互間で貨物の移動が行われること、二つの要件を満たすものを仲介貿易取引と言つてゐるわけでござりますが、在外の日系企業は、日系企業とはいえ第三国の企業ということでござりますので、本邦居住者には該当しないということをございます。

こうしたことから、北朝鮮から第三国に輸出される貨物の売買に関する仲介貿易取引に関しまして、仮にその在外の日系企業が仲介するような場合があつたとしても、これは本制裁措置の対象といふことはならないというふうに考えます。

ただ、現在までのところ、實際そういつた例があるということについての情報には接しておりません。

○長島(昭)委員 これは大臣、ぜひ今後御検討いたさたいんですが、今はいいですよ、しかし、これから制裁のレベルを上げていくときに、この

ことが抜け穴にならないようぜひふたをしていだきたいと思うんです。

○石田政府参考人 準足的に、恐縮でございますが、今の先生の御指摘でござりますけれども、今回、この仲介貿易の件は、あくまで日本が独自に講じております輸入の全面禁止措置、これに伴う補完的な措置ということでござりますので、例え

ばタイなどの第三国に対して北朝鮮が輸出すると

いうのは、現状においては何ら基本的に制約がないという状況のもとでござりますので、その点、限界があることは、ちょっと御承知おきいただきたいと思います。

○長島(昭)委員 私は別に今やれと言つたわけじゃないんです。限界はよく認識をした上で、今後、国際社会に働きかけていく、あるいは我が国

ですので、ぜひ念頭に入れていただきたいというふうに思います。
そして、外為法に基づく資産凍結について伺おうと思つたんですが、ちょっと時間がないので、せつかくきょうは岩屋外務副大臣に来ていただいているので。

今議論してきたように、我が国独自の制裁も、我が国は拉致問題という特殊な問題を両国間に抱えていることもあって、これまでかなり厳格にやつてきたと思いますけれども、しかし、単独では限界があることも事実でありまして、やはり国際社会を動かす努力をしていかなければならないと思うんです。これまでのリーダーシップはリーダーシップとして私は認めますけれども、肝心のアメリカの腰がぶらついているんですね。これは、BDAの問題でも迷走しております。

もう一つ加えて言うと、今月の八日に、アメリカ、ニューヨーク・タイムズが記事を掲載いたしました。エチオピアへの武器輸出の事例が報じられていて、これは一月の出来事だそうですけれども、北朝鮮から武器関連の装備をエチオピアに輸出してました。そのことを、決議一七一八に明確に違反するものですから、エチオピア政府はアメリカ政府に、実はそういう契約があるんだということを伝えたそうんですね、事前に。しかしアメリカは、まあまあ、いいやと。これは、アメリカの事情もあつたや聞いております。つまりは、今エチオピアは隣の國のソマリアの内戦にある種介入していて、ソマリアの中で、首都モガディシュを支配していたイスラム原理主義を掃討している、その作戦に今エチオピアがある種貢献しているので、アメリカ特有のダブルスタンダードでそこは不間に付した、こういうケースがあるという報道。

しかし、これも見過せないのは、エチオピアは、例えば二〇〇一年のデーラですけれども、北朝鮮から二千万ドル相当の武器を購入しているんですね。これはもうある意味外貨稼ぎの一番の問題になつてくると思うんですが、そういうアメリ

力に対しても、忠告といいますか、こいつを許してたら国際社会に示しがつかないんじゃないかというようなことは、報道が出た後でもいいですし前でも結構なんですが、やつた事実はあるんでしようか。

○岩屋副大臣 今先生御指摘のエチオピアの件について、ちょっととこれは通告がございませんでしたので、我方がその後どういう対応をとつたかということは、今ちょっと私は承知をしておりません。

いずれにしても、一七一八に基づく措置を一国でも多くの国が実施をしていただくことが必要だと考えておりまして、今七十カ国一機関、一機関というものはEUでございますが、私どもは、ありとあらゆる外交の舞台においてこの問題を取り上げて、働きかけを行つております。アメリカに対してもしっかりと緊密な連携をとらせていただきたい、こう思つております。

○長島(昭)委員

これは、また外務委員会で引き続き伺いたいと思います。

今、副大臣からおっしゃつていただいたように、本当に国連加盟国に対する働きかけというのが最も重要だと思いますし、これは、国連というの非常にある意味厄介な組織で、いろいろな国が最も重要な国益が錯綜するような場ですから、なかなか日本本の思うように、一筋縄にくくようなものではないと思いますが、過去にリビアとか南アフリカとか、現に制裁がきちんとときいて、彼らがある種、大量破壊兵器の開発をやめたとか、あるいは人種差別、アバトルヘイトをやめたとか、そういう事例もありますので、引き続き、特にアジア諸国、残る六カ国含めて、対応をこれからきちんとやつていただきたいというふうに思います。

決議一七一八について一点だけ。これも、もし合わせておりませんので、また後刻調べて報告をさせていただきたいと思います。

それと、岩屋副大臣がおっしゃつてましたけれども、昨日、久しぶりにこの安保理決議をよ

く読んでみると、この十二の(も)というところに、これは制裁委員会の活動が非常に緩慢になつていて、それで、私は拉致問題を、ただ日本の国連活動については、今、日本は安保理の理事国ではございませんので直接関与はしておりませんけれども、制裁委員会のメンバー国と緊密に連絡をとりながらその活動をフォローしております。しかし、先生の御指摘の点については、今資料を持ち合わせておりませんので、また後刻調べて報告をさせていただきたいと思います。

○長島(昭)委員 これはぜひきちんと把握をして、国際社会に対する働きかけの大きな要素だと私は思いますので、ぜひやつていただきたい、このように思います。

決議一七一八について一点だけ。これも、もし合わせておりませんので、また後刻調べて報告をさせていただきたいと思います。

これは、我が国にとって非常にゆゆしい問題であります。しかし、官邸の中で、拉致に対する補佐官が設置され、そしてそれを束ねるお立場であります。私は、これまで何度か別の機会にやつて、皆さんのお手元にお配りして、三枚目の紙を少し見ていただきたいと思うんです。これは国務省が毎年四月に出すテロ支援国家に関する年次報告書であります。二〇〇六年版が上段、二〇〇五年版、去年のバージョンが下。見や勧告を添えて安保理に報告することになつてゐるんですね。

十月十四日にこの決議が出ましたので、一月中旬が最初の九十日、それからまた四月の中旬がもう一回目の九十日と、二回この九十日の期限を超えて、働きかけを行つております。アメリカに対してもしつかりと緊密な連携をとらせていただきたい、こう思つております。

○伊原政府参考人 我が国として、制裁委員会の活動について、今、日本は安保理の理事国ではございませんので直接関与はしておりませんけれども、制裁委員会のメンバー国と緊密に連絡をとりながらその活動をフォローしております。しかし、先生の御指摘の点については、今資料を持ち合わせておりませんので、また後刻調べて報告をさせていただきたいと思います。

○長島(昭)委員 これはぜひきちんと把握をして、国際社会に対する働きかけの大きな要素だと私は思いますので、ぜひやつていただきたい、このように思います。

決議一七一八について一点だけ。これも、もし合わせておりませんので、また後刻調べて報告をさせていただきたいと思います。

それでは、最後の項目に行きたいと思うんですかすると通告の外だつたかもしませんが、決議が出てから三十日以内に報告をするということになつていますね。その報告義務については、これまでも私、議論を何度もさせていただきましたけれども、昨日、久しくぶりにこの安保理決議をよ

思いますが、しかも、官邸の中で、拉致に対する補佐官が設置され、そしてそれを束ねるお立場であります。これは、私は、これまで何度か別の機会にやつて、皆さんのお手元にお配りして、三枚目の紙を少し見ていただきたいと思うんです。これは国務省が毎年四月に出すテロ支援国家に関する年次報告書であります。二〇〇六年版が上段、二〇〇五年版、去年のバージョンが下。見や勧告を添えて安保理に報告することになつてゐるんですね。

十月十四日にこの決議が出ましたので、一月中旬が最初の九十日、それからまた四月の中旬がもう一回目の九十日と、二回この九十日の期限を超えて、働きかけを行つております。アメリカに対してもしつかりと緊密な連携をとらせていただきたい、こう思つております。

○伊原政府参考人 我が国として、制裁委員会の活動について、今、日本は安保理の理事国ではございませんので直接関与はしておりませんけれども、制裁委員会のメンバー国と緊密に連絡をとりながらその活動をフォローしております。しかし、先生の御指摘の点については、今資料を持ち合わせておりませんので、また後刻調べて報告をさせていただきたいと思います。

○長島(昭)委員 これはぜひきちんと把握をして、国際社会に対する働きかけの大きな要素だと私は思いますので、ぜひやつていただきたい、このように思います。

決議一七一八について一点だけ。これも、もし合わせておりませんので、また後刻調べて報告をさせていただきたいと思います。

それでは、最後の項目に行きたいと思うんですかすると通告の外だつたかもしませんが、決議が出てから三十日以内に報告をするということになつていますね。その報告義務については、これまでも私、議論を何度もさせていただきましたけれども、昨日、久しくぶりにこの安保理決議をよ

口を念頭に置いたものなので、日本の拉致問題の解決は指定解除の要件にはなっていませんよ、こう言つた。大統領は、これは自分がコミットしてあることについて、その首脳会談にも同席をされ、ライス国務長官の言葉をじかに聞かれたお立場だと思いますので、その辺の経緯も含めて、この問題について御所見を承りたいと思います。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。

まず、後の御質問でござりますけれども、昨日、安倍総理が参議院の外交防衛委員会の中でも同様の質問に対してこのようにお答えいたしました。安倍総理は、大統領は日本の拉致問題に対する姿勢を完全に支持するとはつきり明言している、もちろん、例えば拡大の会合では多少首脳以外の方が発言される場合もありますが、首脳会談は基本的に首脳がしゃべった内容がすべてであります。ブッシュ大統領は私に約束をしていました、このテロ支援国家の解除についても拉致問題を当然考慮するということをはつきりおっしゃつております、こういうふうにきのう総理が参議院の外交防衛委員会で答弁をしておりますので、こういうラインだということでお許しを願えればというふうに思います。

それともう、同席をしていたのは事実でございますが、首脳会談における事細かな内容について、特にこの国会の場という大変公式な場で、米側との関係もございまして、これ以上明らかにすることについては差し控えさせていただきたいと思いまして、御理解をいただければというふうに思います。

それから、最初の御質問の中で、アメリカにおけるテロ年次報告書が昨年のものと比べて記述が簡素化されているということについてどういう認識を持っているかという御質問であつたというふうに思っています。

これは、六者会合プロセスの一環として、米国は北朝鮮のテロ支援国家指定を解除する作業を開始することについて合意をしております。一方で米国は、この件につきまして、その終了に関してはいかなるタイムラインも設定をしておりません。この作業が実施される速度及び程度は北朝鮮の行動にもかかっている、こういうふうに説明しているというふうに承知をしております。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。

まず、後の御質問でござりますけれども、昨日、

安倍総理が参議院の外交防衛委員会の中でも同様の質問に対してこのようにお答えいたしました。

安倍総理は、大統領は日本の拉致問題に対する姿勢を完全に支持するとはつきり明言している、

もちろん、例えは拡大の会合では多少首脳以外

の方が発言される場合もありますが、首脳会談は基

本的に首脳がしゃべった内容がすべてであります。

前年よりも明示的に言及されている記述もあるわ

けでございます。

いずれにしても、このテロ支援国家指定の解除

に關しては、先般の日米首脳会談、それからそ

の後の日米外相会談において、テロ支援国家指定解

除の問題に当たつては拉致問題を考慮に入れる

立場の表明が明確にあつたわけでございます。

また、首脳会談後の共同記者会見においても、ブッ

シユ大統領から、この問題に関する議論が拉致問

題に関するブッシュ大統領の強い思いを弱めるよ

うなことがあつてはならないと、あえて共同記者

会見でも強調して、ブッシュ大統領もその立場を

表明されておられました。

政府としては、引き続き、拉致問題の解決に向

けて米国政府と協力していくことを考えております。

○長島(昭)委員 口頭によるコミットメントより

もやはり文書によるコミットメントの方が重いと

いうふうに私は考えておりますので、この問題は

今回で終わるわけではない。

今おっしゃつたように、手短にやめますけれども

も、確かに私もこの二〇〇六年版が出る前に外務

委員会で外務大臣にもう少し踏み込んだ表現にし

てもらえないだろうかということをお願いしまし

て、恐らく外務省の方から國務省に言つていただ

いた経緯があるんだろうと思います。

○上田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。北朝鮮制裁措置に関する国会承認案件について質問をいたします。

最初に、北朝鮮の核実験を受けた昨年十月の国連安理会の対北朝鮮制裁決議に関して何点か外務省伺います。

この国連決議では、核、ミサイル、大量破壊兵器関連物資の輸出の禁止、核、ミサイル、大量破壊兵器計画に関与する個人、団体の資産凍結、ぜいたく品の輸出禁止などを加盟国に求めるものであります。先ほどの委員の質疑の中でも、安保理の制裁委員会への制裁実施の報告提出状況について、七十力国、EUとしての一機関ということが紹介されました。

そこで伺いますが、近隣諸国の国連の制裁決議に基づく制裁実施状況についてお伺いをいたします。

六者会合の当事国でありますアメリカと中国と韓国とロシア、この四力国の国連の制裁決議に基づく制裁の実施状況について御紹介をください。

○伊原政府参考人 六カ国協議に参加しております、日本、北朝鮮を除く四力国の実施状況でござりますけれども、まず中国につきましては、安保理決議の一七一八号に基づく義務を履行するといふことを対外的には明らかにしておりますけれども、このインドネシアにつ

てはいるんですが、韓国とかほかのところが抜かれています。韓国につきましては、この一七一八に基づく幾つかの項目の中で、軍関連及び核、ミサイル、大量破壊兵器計画関連の特定品目の輸出禁止については実施をしているということを言つておりますが、奢侈品についてはまだ現時点では輸出禁止措置を実施していないという報告を国連の方に出しております。

○塩川委員 ありがとうございます。

ロシアにつきましては、これも国連に報告はしておりますんでござりますけれども、具体的な措置については明らかにしていないということでござります。

○伊原政府参考人 あわせて、ASEANの制裁の実施状況を伺いたいんですけど、十力国の中でどこの国が措置を行い、その国々がそれぞれどういう措置を行っているのか、その点について御紹介をください。

○塩川委員 ありがとうございます。

アメリカにつきましては、ほぼ日本と同様、ほぼ現時点でできるすべてのことについては実施をしているということでございます。

○伊原政府参考人 アメリカにつきましては、ほぼ日本と同様、ほぼ現時点でできるすべてのことについては実施をしているということを言つております。

○塩川委員 ありがとうございます。

○伊原政府参考人 でのところ安保理の制裁委員会に報告書を出しておりますのは、シンガポール、フィリピン、ベトナムの三カ国のみでございます。

○伊原政府参考人 これら三カ国につきましては、軍関連及び核、ミサイル、大量破壊兵器計画関連の特定品目の輸出禁止措置は実施済みであるという報告をしております。

○伊原政府参考人 それから、奢侈品につきましては、この三カ国の中ではシンガポールのみが輸出禁止措

置を実施済みであるという報告をしております。

○伊原政府参考人 外務省からいたいたこの一七一八

に関する報告書提出状況の中にインドネシアの名前もあるんですけれども、このインドネシアにつ

いての措置の状況というのはどういうものなんでしょうか。

○伊原政府参考人 インドネシアについては、ちょっと、もう一度チェックいたしまして報告をさせていただきたいと思います。確かに七十力国の中にはインドネシアも入っておりますけれども、まだ具体的な報告の内容について私どもは見ておりませんので、チェックしたいと思います。

○塩川委員 七十力国とされておりますけれども、国連のホームページ上で名前が公表されているのは六十五力国、その差の五つの中に中国もあるというところなんでしょうか。この中に、ASEANとかの国というのも、公表されていない国として挙げられているものなんでしょうか。

○伊原政府参考人 日本は今国連の制裁委員会の委員ではございませんけれども、この問題は大変関心を持つて、常にフォローしております。したがいまして、国連のウエブサイトに出るよりもより新しい情報を常に入手するよう努めておりまして、今の七十力国というのは、やがて国連のウエブサイト上でもそういうふうに掲載されると思いますけれども、私どもが把握している最新の報告国の数ということをございます。

○塩川委員 中国が入っていないのは何か理由があるのかと思ったんですけれども。

○伊原政府参考人 詳細については私ども承知しておりませんが、中国については、現時点では報告について対外的に公表していないということです。この国連のウエブサイト上に中国が入っていないのはそういう事情もあるのかと思ひますので、国連のウエブサイト上に中国がかりません。

○塩川委員 インドネシア等については後で御報告をお願いします。

そこで、国連の制裁措置に先行して、日本独自の措置をとったわけですが、その点について、日本独自の、今回の国会承認案件にもなっておりました。この国会承認案件によると、日本独自の、今回の国会承認案件にもなっています。

輸入禁止措置等による輸出入実績への影響がどう

うなっているのか、この点が一点と、あわせて、しておきます。

これは、実施をされる際に、制裁措置の影響を受ける事業者に、政府としてきめ細かな対応をとることであります。その点で、北朝鮮制裁措置に係る中小企業者からの相談件数がどうで、主な相談内容はどういうものか、融資、保証の申し込み、承諾の実績の状況について御紹介をお願いします。

○石田政府参考人 まず、貿易分野に対する影響でございますけれども、北朝鮮制裁として、我が国独自の措置である輸入全面禁止措置を昨年十月から、また、安保理決議を受けた奢侈品の輸出禁止措置を昨年十一月から、それぞれ実施いたしました。

輸入につきましては、その後、二〇〇五年には百四十五億円ありました輸入実績が、昨年十二月以降ゼロということになってしまって、北朝鮮の外貨獲得能力を一定程度減殺しているものと考えます。

また、輸出につきましては、奢侈品の輸出禁止措置に加えまして、北朝鮮籍の船舶の入港禁止措置も相まって、輸出総額は、昨年の十月からことしの三月までで見ますと、前年比で八五%減といふことで、大幅に減少いたしております。奢侈品については、当然、措置後、現在まで輸出実績はないということになつております。

事業者対策につきましては、中小企業庁の方から。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

北朝鮮からの輸入禁止措置によりまして影響を受ける中小企業対策といったしまして、政府系中小企業金融機関、商工会議所等九百四十力所に特別相談窓口を設置いたしました。同時に、セーフティーネット貸し付けをスタートさせまして、あわせてリーフレットを二万枚作成いたしまして、特別相談窓口を通じて配布するといった策を講じてきたところでございます。

全国の九百四十力所に設置をした特別相談窓口での中小企業者からの相談でございますけれども、この相談をつきまして経済産業省に伺います。

も、先週末までの段階で、水産品輸入・加工業者、それから中古車、バイク、家電といったものの輸出業者等から百七件の相談が寄せられたところでございます。

その中身といたしましては、支援の内容、それとして制度の問い合わせ、あるいは事業転換とか仕入れ先を変更するための相談といったところでございます。

特別相談窓口に寄せられた百七件の相談のうち、政府系金融機関への相談は八十四件ございまして、輸入につきましては、その後、二〇〇五年には百四十五億円ありました輸入実績が、昨年十二月以降ゼロといふことになつてしまつて、北朝鮮の外貨獲得能力を一定程度減殺しているものと考えます。

また、輸出につきましては、奢侈品の輸出禁止措置に加えまして、北朝鮮籍の船舶の入港禁止措置も相まって、輸出総額は、昨年の十月からことしの三月までで見ますと、前年比で八五%減といふことで、大幅に減少いたしております。奢侈品については、当然、措置後、現在まで輸出実績はないということになつております。

事業者対策につきましては、中小企業庁の方から。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

北朝鮮からの輸入禁止措置によりまして影響を受ける中小企業対策といったしまして、政府系中小企業金融機関、商工会議所等九百四十力所に特別相談窓口を設置いたしました。同時に、セーフ

ティーネット貸し付けをスタートさせまして、あわせてリーフレットを二万枚作成いたしまして、特別相談窓口を通じて配布するといった策を講じてきたところでございます。

う。こういったのが二月十三日の合意として成ったわけでございます。

次に、外務省に伺いますけれども、六者会合が二月に行われました。この二月十三日の共同文書が合意されたわけですから、その内容と、朝鮮半島の非核化に向けた取り組みの現状、現局面について示していましただけますか。

○伊原政府参考人 二月十三日の六者会合の合意に基づきますと、まず、六十日以内の初期段階の措置として、北朝鮮は、寧邊にあります核施設の活動の停止、封印、それからIAEAの要員による検証、監視の受け入れといったことを行うことになります。これに見合つた形で、他の、六者の参加国から重油五万トン相当の緊急工エネルギー支援を行う。それから、さらに二月十三日の合意では、その次の段階において、北朝鮮がすべての核計画の完全な申告を提出して、すべての既存の核施設の無能化を行う。これに対応した形

最初に、米朝関係正常化に関する作業部会の作業状況はどんなものになつてているのか、お示しください。

○伊原政府参考人 ただいま委員御指摘の五つの作業部会、これは二月の六者会合において合意されたわけでございます。朝鮮半島の非核化、それから米朝、日朝の国交正常化、経済及びエネルギー協力、北東アジアの平和、安全メカニズム、こういう五つの作業部会が合意されております。

今御質問の、その中の米朝の国交正常化作業部

会でございますけれども、これは三月上旬に行われまして、二国間の作業部会でございますので、日本は当然のことながら参加をしておりません。

したがつて、その中身について詳細は私ども承知しておりませんけれども、米国からの連絡によりますと、米朝の作業部会において、米國の方からは、日本との国交正常化の重要性について北朝鮮にも説明をしたというふうに聞いております。

○塩川委員 日朝関係正常化に関する作業部会は御案内のとおりですけれども、それ以外の三つですね、日本も参加をするということでは、経済、エネルギー協力作業部会、北東アジアの安全保障に関する作業部会、朝鮮半島非核化に関する作業部会、それぞれどんな状況でしようか。

○伊原政府参考人 先ほど申し上げましたように、各國が参加いたします三つの作業部会につきましては、三月の中旬にまとめて北京で行われまして、その中の、この六者会合のまさに一番中核的な作業であります朝鮮半島の非核化のための作業部会、これにつきましては、先ほど委員の御質問でお答えしましたように、北朝鮮は、パンコ・デルタ・アジアの資金の送金問題にこだわった結果として、ほとんど実質的な議論ができないままに終わっております。

それに先立つて行われました経済、エネルギー協力のための作業部会におきましては、主に、初期段階において実施する五万トン相当の重油の供給の問題について議論が行われました。この作業部会では、北朝鮮がきちんと非核化についての措置をとるということがもちろん条件でございますけれども、その場合には、韓国が五万トン相当の重油を供給するというふうな意図の表明がございました。

それから、あわせて、北東アジアの平和、安全

メカニズムのための作業部会も行われまして、これは、とりたててはつきりした、具体的な議題があつたというよりは、むしろこの北東アジアの平和と安全に非常に大きな関心を持つこの六カ国の場合で、一般的な議論がまず行われたということで

ございます。

○塩川委員 我が党は、この問題で、日本政府が

日本平壤宣言に基づいて拉致問題や過去の清算を

いたしました。

したがつて、その中身について詳細は私ども承知

しておりませんけれども、米国からの連絡により

ますと、米朝の作業部会において、米國の方からは、日本との国交正常化の重要性について北朝鮮

にも説明をしたというふうに聞いております。

○塩川委員 日朝関係正常化に関する作業部会は

御案内のとおりですけれども、それ以外の三つで

すね、日本も参加をするということでは、経済、

エネルギー協力作業部会、北東アジアの安全保障

に関する作業部会、朝鮮半島非核化に関する作業

部会、それぞれどんな状況でしようか。

○伊原政府参考人 先ほど申し上げましたよう

に、各國が参加いたします三つの作業部会につき

まして、三月の中旬にまとめて北京で行われま

して、その中の、この六者会合のまさに一番中核

的な作業であります朝鮮半島の非核化のための作

業部会、これにつきましては、先ほど委員の御質

問でお答えしましたように、北朝鮮は、パンコ・

デルタ・アジアの資金の送金問題にこだわった結

果として、ほとんど実質的な議論ができないま

ま終わっております。

それに先立つて行われました経済、エネルギー

協力のための作業部会におきましては、主に、初

期段階において実施する五万トン相当の重油の供

給の問題について議論が行われました。この作業

部会では、北朝鮮がきちんと非核化についての措

置をとるということがもちろん条件でございます

けれども、その場合には、韓国が五万トン相当の

重油を供給するというふうな意図の表明がござい

ました。

それから、あわせて、北東アジアの平和、安全

メカニズムのための作業部会も行われまして、こ

れは、とりたててはつきりした、具体的な議題が

あつたというよりは、むしろこの北東アジアの平

和と安全に非常に大きな関心を持つこの六カ国の場合で、一般的な議論がまず行われたということで

もされておりました。國務大臣としての大臣のお考

えをお聞かせください。

○甘利国務大臣 先ほどから事務方からも答弁が

ありますとおり、我が國は、別に棒をのんだよ

で、国交正常化のために真剣に努力をする、これ

と同時に、この努力を、六カ国協議における朝鮮

半島非核化のために謀せられた役割の誠実な取り

組みと結びつけることを希望するものであります。

この点について外務省に伺いますが、二国間の

努力と六者会合の努力とを結びつけて取り組む、

その点についての政府としての対応をお聞かせく

ださい。

○伊原政府参考人 委員御指摘のとおり、この六

者会合のプロセスは、北朝鮮による核放棄に加え

まして、日朝それから米朝の国交正常化の実現も

六者共通の目標ということで明記されておりま

す。したがつて、日本といたしましては、こういつ

た六者会合の目標が明記されております二〇〇五年九月の共同声明を完全に実施するということが

重要であるというふうに考えております。

したがいまして、現時点では、北朝鮮は特に拉

致問題について全く誠意ある対応を示しておりますので、日朝の二国間の交渉というものは進捗しませんので、日朝の二国間の交渉というものは進捗しません。

それから、北朝鮮がきちんと非核化についての措

置をとるということを期待しております。

○上田委員長 最後に、甘利大臣にその点について

重ねてお伺いします。

國務大臣として、二国間の努力の方向と六者会

合での努力の方向とを結びつけて取り組んでい

く、その点が極めて重要なと思っております。塩

崎官房長官も、拉致特別委員会の質疑の中でも、

この二つ、両者は有機的に結びつけるというお話

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

もされておりました。國務大臣としての大臣のお考

えをお聞かせください。

○上田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、自

転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。甘利經

濟産業大臣。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改

正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○甘利国務大臣 自転車競技法及び小型自動車競

走法の一部を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

刑法の特例として法律に基づき実施されている

競輪及び小型自動車競走は、これらの売り上げを

通じて機械事業の振興や公益の増進に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るためにものであ

り、高い社会的意義を有しているところであります。

しかしながら、近年その売上額は大きく減少

しております。そのため、両事業の公正かつ円滑な実施を図るための見直しを行ふとともに、施行者である地方自治体が安定

的・組織のあり方を含め、効率化等を図るために見直しを行ふとともに、施行者である地方自治体が安定

以上が、本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特殊法人である日本自転車振興会及び

日本小型自動車振興会の業務について、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせるとともに、特別認可法人である自転車競技会及び小型自

動車競走会の業務についても、指定を受けた営利

活性化事業(競輪場の改修その他競輪の事業)

の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業をいう。以下同じ。)に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該競輪施行者が該特定活性化事業を行つた年度に交付した第十一条第一項第一号又は第二号の規定による交付金(以下「特定交付金」という。)のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額(その額が特定交付金の合計額の三分の一を超える場合には、当該合計額の三分の一に相当する金額を、当該競輪施行者に還付しなければならない。

前項の還付に関し必要な手続は、経済産業省令で定める。

第二条 自転車競技法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 競輪の実施(第一条—第十五条)
第二章 交付金等(第十六条—第二十二条)
第三章 競輪振興法人(第二十三条—第三十一条)
第四章 競技実施法人(第三十八条—第四十一条)
第五章 雑則(第四十九条—第五十五条)
第六章 罰則(第五十六条—第六十九条)
附則

第一章 競輪の実施
第一条に見出しそして「競輪の施行」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付し、同条第六項を削る。
第二条に見出しそして「届出」を付し、同条中「経済産業省令の」を「経済産業省令で」に改める。
第二十九条及び第三十条を削る。
第二十八条を第六十五条とし、同条の次に次する。

の四条を加える。

第六十六条 第二十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第四十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の許可を受けないで、競輪関係業務の全部を廃止した者

二 第三十二条又は第四十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第四十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第五十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条から第五十九条まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第二十七条を第六十四条とする。

第二十六条第一項中「第二十三条又は第二十条」を「第六十条又は第六十一条に改め、同条第二項に項番号を付し、第二十五条を第六十二条とする。

第二十四条第二項に項番号を付し、同条を第六十一条とし、第二十三条を第六十条とする。

第二十二条の二から第二十二条の二までを削る。

第二十一条中「第七条の二又は第八条」を「第八条」に改め、同条を第五十九条とする。

九条又は第十条に改め、同条を第五十九条とする。

第二十条第一号中「第八条を「第十条に改め、同条第二号中「第十八条第一号」を「第五十六条第一号」に改め、同条第三号中「第八条第三号」を「第十一条第二号」に、「第十八条第二号」を「第十一条第三号」に改め、同条を第五十八条とする。

第十九条第一号中「第八条各号」を「第十一条各号」に改め、同条を第五十七条とし、第十八条各号に改め、同条を第五十七条规定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条第一項中「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第二項中「自転車競技会若しくは」を削り、「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に、「自転車競技会又は競輪場若しくは」を「競輪場又は」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条を第五十一条とする。

第十七条に見出しとして「選手の福利厚生に関する助言又は勧告」を付し、同条中「又は日本自転車振興会」及び「選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関する事務」を削り、同条を第五十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第十六条の三に見出しとして「勝者投票類似の行為の特例」を付し、同条第二項中「第十八条」を「第五十六条に改め、同項に項番号を付し、同条を第五十四条とする。

第十六条の二に見出しとして「競輪場又は場外券売場の設置の許可の取消し」を付し、同条中「第三条第一項又は第四条第一項」を「第四条第一項又は第五条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。(報告及び検査)

第五十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、競輪施行者、競輪振興法人、競技実施法人若しくは競輪場若しくは場外券売場の設置者に対し、競輪の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

第二十二条から第十三条の十七までを削る。

第十四条を第四十九条とする。

第二十二条から第十三條の十七までを削る。

第十二条に見出しとして「収益の用途」を付し、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 競輪振興法人

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条第一項中「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第二項中「自転車競技会若しくは」を削り、「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に、「自転車競技会又は競輪場若しくは」を「競輪場又は」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条を第五十一条とする。

第十四条の二前に見出しとして「経済産業

大蔵の命令」を付し、同条中「自転車競技会」を「競技実施法人」に、「競技関係事務」を「第三条第一号に掲げる事務」に改め、同条を第五十条とする。

第十四条の二に見出しとして「場内の秩序の維持等」を付し、同条第一項中「自転車競技会」を削り、「第三条第五項但書」を「第四条第五項ただし書」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項に項番号を付し、同条第二項中「第三条第四項」を「第四条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同項に項番号を付し、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはな

らない。

第十二条に見出しとして「収益の用途」を付し、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 競輪振興法人

(指定等)

第二十三条 経済産業大臣は、營利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務(以

下「競輪関係業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。

一 競輪関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものである。

二 役員又は職員の構成が、競輪関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである。

三 競輪関係業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによって競輪関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 破産者で復権を得ない者
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない者

二 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

ホ 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者

を含む。)

2 競輪産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 競輪振興法人は、その旨を経済産業大臣に届け出あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 競輪産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第二十四条 競輪振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。

二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法を定めること。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。

四 審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

七 第十六条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、競輪の公正かつ円滑な実施に資する業務又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業の公益の増進を目的とする事業計画等。

4 競輪振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競輪関係業務規程を公示しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競輪関係業務規程が競輪関係業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競輪関係業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 第十六条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十四条第六号に掲げる業務その他自転車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務

1 第十六条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十四条第五号に掲げる業務その他自転車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務

二 第十六条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十四条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務

三 第十六条第一項第三号の規定による交付金にあつては、競輪関係業務

(区分経理)

4 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

3 第三十一条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競輪関係業務規程を公示しなければならない。

1 競輪振興法人は、経済産業大臣の指定する有価証券の取得

2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競輪振興法人は、経済産業省令で定めることにより、毎事業年度終了後、競輪関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競輪振興法人は、経済産業省令で定めることにより、毎事業年度終了後、競輪関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

	<p>二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p> <p>（帳簿の記載）</p> <p>第三十二条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競輪関係業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>（役員及び職員の公務員たる地位）</p> <p>第三十三条 競輪関係業務に従事する競輪振興法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>（役員の選任及び解任）</p> <p>第三十四条 競輪振興法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 競輪振興法人の役員が、この法律（この法律に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務に違反する行為をしたとき、又は競輪関係業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、競輪振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。（指定の取消し等）</p> <p>第三十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競輪振興法人に対し、競輪関係業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（指定の取消し等）</p> <p>第三十六条 経済産業大臣は、競輪振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の規定による指定（以下この条及び次条において単に「指定」という。）を取り</p>	<p>消すことができる。</p> <p>一 競輪関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 指定に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。</p> <p>四 第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程によらないで競輪関係業務を行つたとき。</p> <p>五 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（指定を取り消した場合における経過措置）</p> <p>第三十七条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たに競輪振興法人を指定したときは、取消しに係る競輪振興法人の競輪関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた競輪振興法人に帰属する。</p> <p>2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競輪関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。</p> <p>第四章 競技実施法人</p> <p>（指定等）</p> <p>第三十八条 経済産業大臣は、営利を目的とする法人であつて、第四十条に規定する業務（以下「競技実施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、そ</p> <p>1 競技実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることを。</p> <p>2 役員又は職員の構成が、競技実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>3 競技実施業務以外の業務を行つている場</p>
	<p>合には、その業務を行うことによって競技実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 第四十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過したとき。</p> <p>五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなきなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>（競技実施業務規程）</p> <p>第四十一条 競技実施法人は、競技実施業務を行うときは、その開始前に、競技実施業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競技実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>五 前各号の業務に附帯する業務</p>	<p>三 競輪の開催につき宣伝を行うこと。</p> <p>四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。</p>
	<p>第六十条 競技実施法人は、競技実施業務を行うときは、その開始前に、競技実施業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競技実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 競技実施業務規程</p> <p>二 競技実施法人は、前項の認可を受けたとき、その申請により、競技実施法人として指定することができる。</p> <p>3 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>4 競技実施法人は、第一項の認可をした競技実施業務規程が競技実施業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競技実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 競技実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競技実施業務規程を公示しなければならない。</p> <p>（事業計画等）</p> <p>第四十二条 競技実施法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競技実施業務に関し事業計画書及び收支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 競技実施法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び收支予算書を公表しなければならない。</p>	<p>三 競輪の開催につき宣伝を行うこと。</p> <p>四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。</p>

三 前二号に掲げるもののほか、競輪の実施

に関する事務(経済産業省令で定めるもの

を除く。)

附則第一条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二条に見出しとして「(特定活性化事業を行つた競輪施行者に対する還付)」を付し、同一条第一項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に、「第十条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改め、同条第二項に項番号を付す。

別表第一及び別表第二中「第十条」を「第十六条」に改め、「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改める。

(小型自動車競走法の一部改正)

第三条 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二号中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改める。

第七条の二第一項中「左の各号に掲げる事項につき」を「次に掲げる事項について」に、「これ又は経済産業省令で定める日取りに反して」を「逸脱して」に改め、同条第一号及び第二号中「当り」を「当たり」に改める。

第九条 刪除
第十条の二中「学生生徒及び」を削る。
第十三条第三号中「入場料の徴収」を削る。
第十四条の二中「の四種」とし、各勝車投票法における」を「(以下「基本勝車投票法」という。)並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝車投票法により勝車となつたものを一組としたものを勝車とする方式を)同じ」の五種類とし、勝車投票法の種類(重勝式勝車投票法その他経済産業省令で定める勝車投票法については、当該勝車投票法ごとに經濟産業省令で定める種別。以下同じ。)ごとの」に改める。

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出し

として「(払戻金)」を付し、同条第一項中「額の」

を「額に」に改め、「百分の七十五」の下に「以上

経済産業大臣が定める率以下の範囲内で小型自

動車競走施行者が定める率を乗じて得た額

を「相当する金額」の下に「(重勝式勝車投票法において次条第一項又は第二項の加算金がある

場合にあつては、これに当該加算金をえた金額。以下「払戻対象総額」という。)を加え、「あん分」を「按分」に改め、同条第五項中「前四項

を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同

条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「における売上

金は、その金額の百分の七十五に相当する金額

を「次条第一項に規定する場合を除く。」においては、その小型自動車競走についての払戻対象

総額に、「あん分」を「按分」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加

える。

3 指定重勝式勝車投票法(重勝式勝車投票法の種別であつて勝車の的中の割合が低いものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)について、第一項の払戻金の額が經濟産業省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 指定重勝式勝車投票法についての勝車投票法の的中者がない場合には、当該勝車投票に係る払戻対象総額は、当該小型自動車競走施行者が開催する小型自動車競走に係る当

2 前条第三項の場合において、当該払戻金の最高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とす

る。

該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定

重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とす

る。

2 前条第三項の場合において、当該払戻金の

最高限度額を超える部分の金額の総額は、当

該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定

重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とす

る。

る。

3 指定重勝式勝車投票法に係る小型自動車競走を開催した小型自動車競走施行者が当該指定重勝式勝車投票法の実施を停止する場合における前項の加算金の処分については、經濟産業省令で定める。

第十四条第一項中「勝車投票券」の下に「(重勝式勝車投票法に係るもの)を除く。」を加え、「左の各号の」を「当該競走について次の各号のいずれかに改め、同条第三項中「左の各号の」を「次の各号の」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加

とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 重勝式勝車投票法に係る基本勝車投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝車投票券に表示された選手(連勝単式又は連勝複式勝車投票法の投票は、無効とする)をその勝車投票券に表示する重勝式勝車投票法の投票は、無効とする。

第十七条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十七条の五第三項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十二条の十一中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 合併した場合

第二十条の十二第一項中「解散したときは、」の下に「合併及び」を加える。

第二十条の十六の次に次の十二条を加える。

第二十条の十六の二 小型自動車競走会は、他の小型自動車競走会と合併をすることができる。

第二十条の十六の二 小型自動車競走会は、役員会の決議を経て、合併契約を締結しなければならない。

第二十条の十六の三 小型自動車競走会が吸收

合併(小型自動車競走会が他の小型自動車競走会とする合併であつて、合併により消滅す

る小型自動車競走会(以下「吸收合併消滅小型

自動車競走会」という。)の権利義務の全部を

合併後存続する小型自動車競走会(以下「吸收

合併存続小型自動車競走会」という。)に承継

させるものをいう。以下同じ。)をする場合に

は、吸收合併契約において、次に掲げる事項

を定めなければならない。

一 吸收合併効力発生日(以下「

第二十条の十六の四 小型自動車競走会が新設合併(二以上の小型自動車競走会がする合併

とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 重勝式勝車投票法に係る基本勝車投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝車投票券に表示された選手(連勝単式又は連勝複式勝車投票法の投票は、無効とする)をその勝車投票券に表示する重勝式勝車投票法の投票は、無効とする。

第十七条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十七条の五第三項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第二十条の十一中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 合併した場合

第二十条の十二第一項中「解散したときは、」の下に「合併及び」を加える。

第二十条の十六の次に次の十二条を加える。

第二十条の十六の二 小型自動車競走会は、他の小型自動車競走会と合併をすることができる。

第二十条の十六の二 小型自動車競走会は、役員会の決議を経て、合併契約を締結しなければならない。

第二十条の十六の三 小型自動車競走会が吸收

2 吸收合併消滅小型自動車競走会の債権者

は、吸收合併消滅小型自動車競走会に対し

競走施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度において、二十の行第三表二

第三十四条及び第三十五条を削る。

四条とする。

第七十一条 第三十三条の規定に違反した者四条を加える。

處する。

第七十二条 第五十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の許可を受けないで 小型自動車競走関係業務の全部を廃止した者

二 第三十六条又は第四十八条の規定に違反
て、長簿を補えず、長簿に記載せず、若

しかし虚偽の記載をし、又は帳簿を保存し

三 第四十七条の規定による届出をせず、又なかつた者

は虚偽の届出をした者

四 第五十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人

の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十一条から第六

十四条まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法へ又はへて

対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十二条を第六十九条とする。

九条」を「第六十五条又は第六十六条」に改め、

同条を第六十九条とし、第三十条を第六十七条とし、第二十九条を第六十六条とし、第二十八

第二十七条の二から第二十七条の四までを削除する。

る。

「第十三条又は第十四条」に改め、同条を第六十

第一類第九号 経済産業委員会議録第十二号

平成十九年五月二十三日

十日までの間において政令で定める日

(競輪振興法人の指定等に関する準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項の規定による指定及び同法

第二十六条第一項の規定による競輪関係業務規程の認可並びにこれらに關し必要な手続その他

の行為は、第二条の規定の施行前においても、

同条の規定による改正後の同法第二十三条及び

第二十六条の規定の例により行うことができる。

(日本自転車振興会の解散等)

第三条 日本自転車振興会は、附則第一条第一号

に掲げる規定の施行の時において解散するもの

とし、その一切の権利及び義務は、その時にお

いて第二条の規定による改正後の自転車競技法

第二十三条第一項の指定を受けた法人(以下こ

の条及び附則第八条において「競輪振興法人」と

いう)が承継する。

2 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事

業年度は、その日に終わるものとする。

3 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事

業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照

表及び損益計算書については、なお従前の例に

よる。

4 第一項の規定により日本自転車振興会が解散

した場合における解散の登記については、政令

で定める。

5 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承

継する場合における当該承継に伴う登記又は登

録については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税又は自動車取得税を課することのできない自動車取得税を課することのできない。

(自転車競技会に関する経過措置)

第四条 自転車競技会は、その組織を変更して民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される財團法人(以下単に「財團法人」という)になることができる。

2 前項の規定により自転車競技会がその組織を変更して財團法人になるには、この法律の施行の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

日の前日までの期間(次条において「自転車競技会に係る移行期間」という。)内に、組織変更

のために必要な定款の変更をし、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、この法律の施行の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

日の前日までの期間(次条において「自転車競技会に係る移行期間」という。)内に、組織変更

のために必要な定款の変更をし、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

5 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

6 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

7 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

8 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

9 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

10 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

11 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

12 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

13 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

14 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

15 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

16 第一項の規定により日本自転車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

3 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により日本小型自動車振興会が解散した場合における解散の登記については、登録又は登録については、登録免許税を課さない。

5 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

6 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

7 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

8 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

9 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

10 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

11 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

12 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

13 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

14 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

15 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

16 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

17 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

18 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

19 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

20 第一項の規定により日本小型自動車振興会が

変更して財團法人になるには、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

本小型自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に対してされた行為については、な

お従前の例による。

第二十八条 附則第二十五条の規定の施行前に同

条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条

において「旧法」という。)の規定に基づき日本小型自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に対しされた行為については、なお従

前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日

本小型自動車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に

規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は

加工したものを作成したときは、二年

以下の懲役又は百円以下の罰金に処する。

一 日本小型自動車振興会の役員又は職員であつた者

二 日本小型自動車振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本小型自動車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれら

項目の罪を犯した者にも適用する。

(地方税法の一部改正)

第二十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本自転車振興会、自転車競技会」を削る。

第三十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を削る。

(所得税法等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中自転車競技の項及び日本自転車振興会の項を削る。

一 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)別表三 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表

第三第一号の表

第三十二条 次に掲げる法律の規定中大型自動車競走会の項及び日本小型自動車振興会の項を削る。

一 所得税法別表第一第一号の表

二 法人税法別表第二第一号の表

三 消費税法別表第三第一号の表

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第三十三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三百六十四条 削除

第三百六十五条 削除

第三百六十六条 削除

第三百六十七条 削除

第三百六十八条 削除

第三百六十九条 削除

第三百七十条 削除

第三百七十二条 削除

第三百七十三条 削除

第三百七十四条 削除

第三百七十五条 削除

第三百七十六条 削除

第三百七十七条 削除

第三百七十八条 削除

第三百七十九条 削除

第三百八十条 削除

第三百八十二条 削除

第三百八十三条 削除

第三百八十四条 削除

第三百八十五条 削除

第三百八十六条 削除

第三百八十七条 削除

第三百八十八条 削除

第三百八十九条 削除

第三百九十条 削除

第三百九十二条 削除

第三百九十三条 削除

第三百九十四条 削除

第三百九十五条 削除

第三百九十六条 削除

第三百九十七条 削除

第三百九十八条 削除

第三百九十九条 削除

第三百三十条 削除

第三百三十一条 削除

第三百三十二条 削除

第三百三十三条 削除

第三百三十四条 削除

第三百三十五条 削除

第三百三十六条 削除

第三百三十七条 削除

第三百三十八条 削除

第三百三十九条 削除

第三百四十条 削除

第三百四十一条 削除

第三百四十二条 削除

第三百四十三条 削除

第三百四十四条 削除

第三百四十五条 削除

第三百四十六条 削除

第三百四十七条 削除

第三百四十八条 削除

第三百四十九条 削除

第三百五十条 削除

第三百五十一条 削除

第三百五十二条 削除

第三百五十三条 削除

第三百五十四条 削除

第三百五十五条 削除

第三百五十六条 削除

第三百五十七条 削除

第三百五十八条 削除

第三百五十九条 削除

第三百六十条 削除

第三百六十一条 削除

第三百六十二条 削除

第三百六十三条 削除

第三百六十四条 削除

第三百六十五条 削除

第三百六十六条 削除

第三百六十七条 削除

第三百六十八条 削除

第三百六十九条 削除

第三百七十条 削除

第三百七十一条 削除

第三百七十

平成十九年五月三十一日印刷

平成十九年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K